

転入・就職する方へ

小海町 「雇用定住促進助成事業」

雇用の増加と町内への定住人口増加を目的とし、雇用定住促進助成事業を実施します。

●助成概要

就職等により町内定住する者に、月ごとに1万円分の商品券を5年間に限り交付します。

●対象者

- ① 45歳以下の被雇用者で、かつ、2年以上町外に居住しており就職等により町内に定住する者。
- ② 小海町に在住し、H30.4.1以降就業した者で、申請時に30歳以下の者。
- ③ 上記条件を満たせば、新規就農者、農業後継者、商工業後継者等も対象とします。(但し、青年就農給付金受給者は対象外とします。)

●対象者要件等

- ① 被雇用者は、町内在住で町内外どこの事業者でも雇用されていれば対象とします。臨時職員も対象としますが、但し税法上の被扶養者でない者とします。
- ② 1年以内での転出の予定が無い。
- ③ 農業後継者、商工業後継者などは、親元でも良いが雇用契約等を結ぶ必要があります。(給与、就業規則など)
- ④ 新規事業者は、事業計画書又は経営計画書を提出し審査を受けて下さい。
- ⑤ 公務員(役場職員、教員、警察官など)は対象外とします。

●助成内容

- ① 被雇用者へ1人当たり月1万円分の商品券(Pマネー)を交付します。
- ② 5年間に限り交付します。(交付決定月分から5年間となります。)
- ③ 途中で転出した場合はその月分以後は交付しません。

●交付方法

- ① 申請者からの申込書等により、交付決定後、毎月本人宛へ引換え券を発行します。
- ② 小海町役場窓口係にて商品券(Pマネー)と引換となります。(引換券は6ヶ月有効)

●申請期間

随時受け付けています。

●Q&A

「45歳以下」、 「30歳以下」の時点は	申請時の年齢による
「2年以上町外に居住」とは	転入の前2年間において町内に住所を有していないこと
申請は	転入日から1ヶ月以内に申請をしてください。(郵送でも可)

●申込、問い合わせ先

小海町役場 産業建設課 商工観光係まで
電話 0267-92-2525 FAX0267-92-4335
メール kankouka@koumi-town.jp